

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

規則  
 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則(三・建築住宅課)

告示  
 指名競争入札に参加する者に必要な資格(一一三・税務課)  
 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(一一四・税務課)  
 町及び字の区域並びにその名称の変更(一二五・市町村課)  
 字の区域の設置(一二六・市町村課)  
 字の区域の変更(一二七、一二八・市町村課)  
 環境影響評価書の作成及び環境影響評価書の縦覧(一二九・環境整備課)  
 地籍調査に関する事業計画(一三〇・農山村振興課)  
 地籍調査の成果の認証(一三一・農山村振興課)  
 入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(一三二・農山村振興課)  
 大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(一三三・商工業振興課)  
 道路の供用開始(一三四・道路環境課)  
 道路区域の変更(一三五、一三八・道路環境課)  
 屋外広告物に関する講習の実施(一三九・都市計画課)  
 都市計画事業の事業計画の変更の認可(一四〇・鹿角建設事務所)

公告  
 共同施行等土地改良事業の施行の認可(北秋田総合農林事務所)  
 土地改良区の定款変更の認可(山本総合農林事務所)  
 土地改良区の役員の変更の届出(秋田総合農林事務所)  
 県営土地改良事業の換地処分(由利総合農林事務所)

## 規 則

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第三号

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則(昭和四十九年秋田県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第三十一条の第二項第十一号」を「第三十一条の第三項第十一号」に改める。
  - 第二条中「第三十一条の第二項第十一号」を「第三十一条の第二項第十二号」に、「第六十一条の第三項第十一号」を「第六十一条の第三項第十二号」に改め、同条第二項第五号中「確認通知書」を「確認済証」に改める。
  - 第三条中「第三十一条の第二項第十一号」又は「第六十一条の第三項第十一号」を「第三十一条の第二項第十二号」又は「第六十一条の第三項第十二号」に改める。
  - 様式第一号中「第31条の2第2項第11号」を「第31条の2第2項第12号」に、「第62条の3第4項第11号」を「第62条の3第4項第12号」に改める。
  - 「第31条の2第2項第11号」を「第31条の2第2項第12号」に改める。
  - 「第62条の3第4項第11号」を「第62条の3第4項第12号」に改める。
  - 「第31条の3第4項第11号」を「第31条の3第4項第12号」に改める。
  - 「第62条の3第4項第11号」を「第62条の3第4項第12号」に改める。
- 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 秋田県告示第百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の十一第二項の規定により、県が發注する業務のうち総務部税務課が所管する業務に係る平成十五年度分委託業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めたので、同条第三項において準用する令第百六十七条の五第二項の規定に基づき、公示する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 委託業務の種類

- (一) 自動車二税及び軽油引取税に関するデータエントリー業務
- (二) 自動車税納税通知書プリント及び圧着業務

二 指名競争入札に参加する者に必要な資格

- (一) 令第百六十七条の十一第一項において準用する令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 引き続き一年以上同一の事業を営んでいること及び次に掲げる事項に係る知事の審査(以下「資格審査」という。)を受けてその格付けを得ていること。

の審査(以下「資格審査」という。)を受けてその格付けを得ていること。

三 資格審査の申請方法

- (一) 申請に必要な書類(以下「申請書類」という。)
- (二) 指名競争入札参加資格審査申請書

- (1) 添付書類
- (2) ア 営業経歴書
- イ 契約実績届

ウ ア、イのほか、知事が別に定める書類

- (二) 申請書類の用紙及び申請に係る説明書(以下「申請説明書」という。)(の交付場所及び問い合わせ先並びに申請書類の提出場所)

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県総務部税務課総務班(電話〇一八 八六〇 一一二一)

- (三) 申請書類の提出方法

(二)に掲げる場所に持参すること。ただし、県内に本社(本店)又は支店等がない場合のみ郵送による提出を認める。

- (四) 申請書類の受付期間

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年二月二十一日(金)から同年三月六日(木)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 その他

- (一) 資格審査による格付け

(二)の各事項ごとに知事が別に定める評点を合算して得られた点数に応じ、次のいずれかの等級に分類することにより行う。

- (1) A等級 点数八十以上の者
  - (2) B等級 点数五十以上八十点未満の者
  - (3) C等級 点数五十点未満の者
- (二) 指名競争入札参加資格者の決定通知  
指名競争入札に参加する資格を有する者(以下「資格者」という。)を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

- (三) 資格の有効期間  
資格者の決定をした日から平成十五年五月三十日までとする。

- (四) 指名競争入札の参加者の指名基準  
指名競争入札参加者の指名は、契約予定金額に応じ、A、B及びCのいずれかの等級に格付けされた者のうちから行う。

- (五) 指名基準の特例  
知事は、四にかかわらず、過去の契約実績、現在の受注能力等を勘案して指名することがある。

- (六) その他の詳細は、申請説明書による。

秋田県告示第百二十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 氏名又は名称 有限会社マルニ商事 代表取締役 二田 徹

(二) 主たる事務所又は事業所の所在地 南秋田郡飯田川町飯塚字樋ノ下七十四番地の一

(三) 指定取消年月日 平成十四年十一月三十日

- (二) 氏名又は名称 太平商事株式会社 代表取締役 石田 俊幸

(三) 主たる事務所又は事業所の所在地 秋田市卸町三丁目六番二号

(四) 指定取消年月日 平成十四年十二月二十日

- (三) 氏名又は名称 株式会社ディー・イー・エヌ 代表取締役 大友 ます子

(四) 主たる事務所又は事業所の所在地 由利郡大内町岩谷麓字西田表七十七番地  
(五) 指定取消年月日 平成十四年十二月三十一日

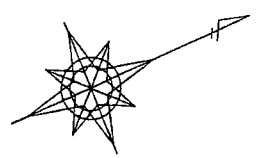
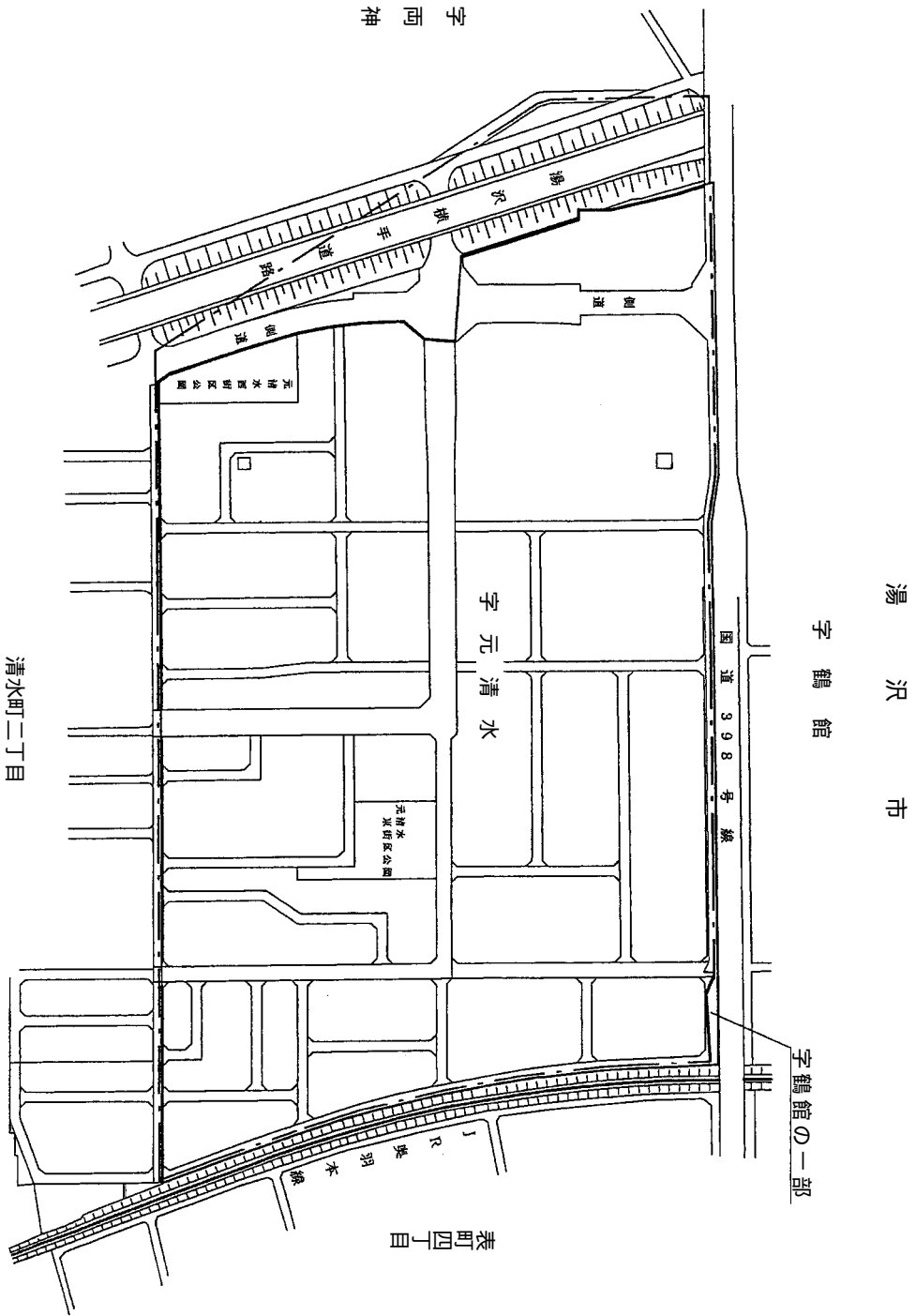
秋田県告示第百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、湯沢市の区域内の別図（一）に示す町及び字の区域並びにその名称を別図（二）に示すとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
右の変更の処分は、平成十五年四月一日から効力を生ずるものとする。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

別図(一)

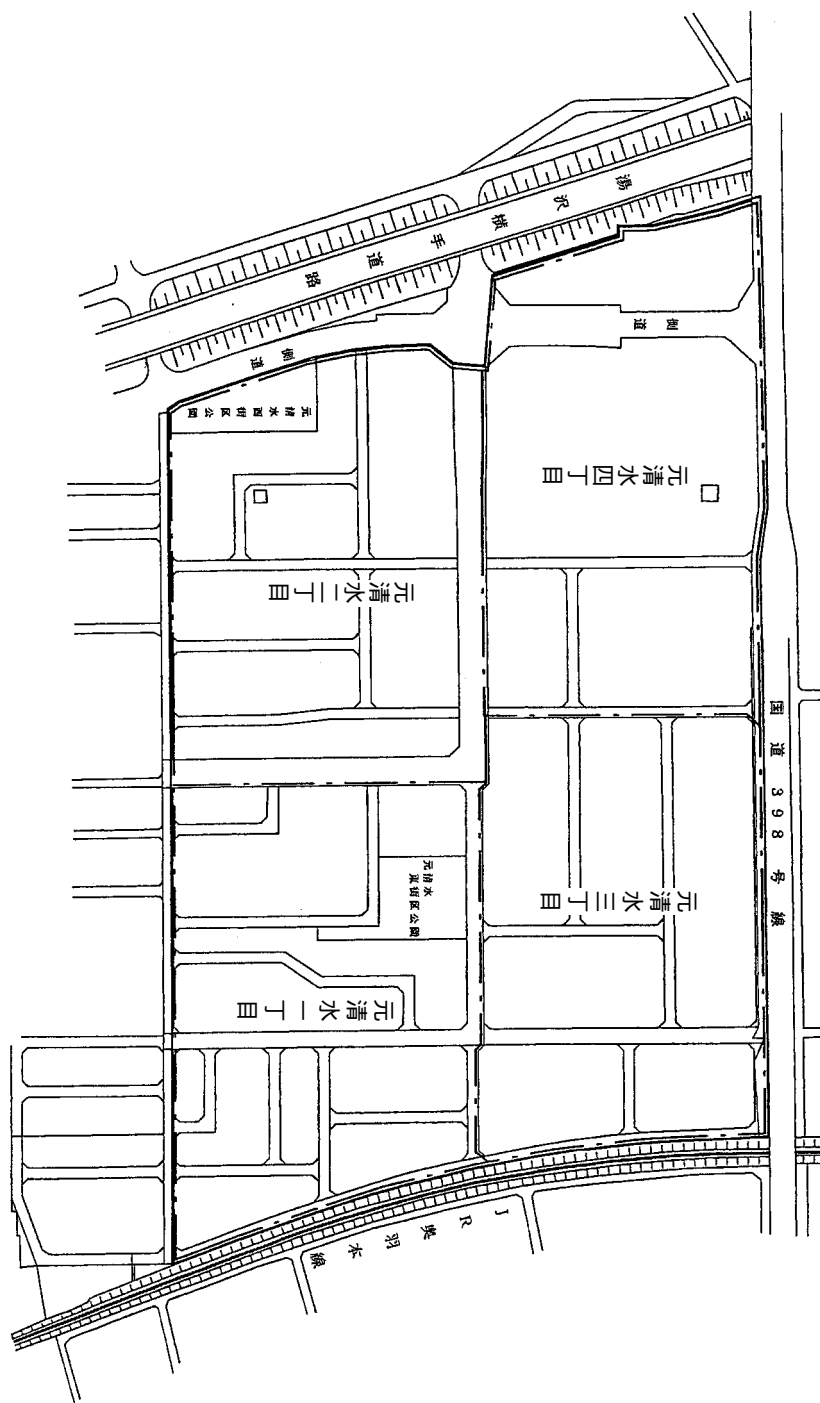


1 : 4,000

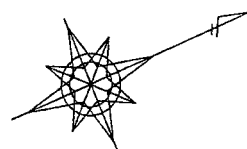
凡 例

	実施区域
	旧町(字)界

別図(二)



湯 沢 市



1 : 4,000



凡 例	
	実 施 区 域
	新 町 ( 字 ) 界

秋田県告示第百二十六号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、由利郡仁賀保町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
 右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。  
 平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

字 名	設 定 区 域
由利郡仁賀保町樋目野 字新坪石	由利郡仁賀保町樋目野字坪石 一一の二部、一四の二部、一五の二の二部、一七の二の二部、一八の二の二部、一九、二〇、二二、二四の二、二四の三、二四の四、二七、二八の二、三三の二、三三の三の二部、三四の二の二部、三五から三九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
由利郡仁賀保町樋目野 字新入谷地	由利郡仁賀保町樋目野字入谷地 三三の二の二部、三四の二の二部、三四の七の二部、三六、三七及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

由利郡仁賀保町樋目野 字新門田	由利郡仁賀保町樋目野字坪石 一の二部、二の二部、三の二の二部、五の二の二部、七の二部、九の二の二部、一一の二の二部、一二の二部、一四の二部、一五の二の二部、三三の二の二部、三四の二の二部、三五から三九までの各一部、四一、四三、四五、四六、四八の二、四九、五〇、五二、五四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
由利郡仁賀保町樋目野字門田	由利郡仁賀保町樋目野字入谷地 一、三の二、三の二の二部、四の二部、一八の四の二部、一八の六の二部、二〇の二部、四八の二の二部、八七の五の二部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
由利郡仁賀保町樋目野字坪石	由利郡仁賀保町樋目野字坪石 一一の二部、一四の二部、一五の二の二部、一七の二の二部、一八の二の二部、一九、二〇、二二、二四の二、二四の三、二四の四、二七、二八の二、三三の二、三三の三の二部、三四の二の二部、三五から三九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

<p>一部、四〇から四二まで、四四から五一まで、五三、五六の二の一部、五六の三の一部、五七、五九、六一から六七まで、六八から七三までの各一部、七四の二の一部、七六及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字中道 一の二の一部、一の二の一部、五の一部、六の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字後田 一、二の六の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字館居 一の一部、七の一部、九の五、一〇、一一、一五、一七の二、一九、二〇の二、二二の二、二二の二、二二の二、二二の三、二四の二、二五、二七から三〇まで、三三、三五、三七、三八、三九の二、四〇から四三まで、四六、四七、五一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字門田 一の二の一部、三の二の一部、五の二の一部、七の二の一部、九の二の一部、一一の二の一部、一二の二の一部、一三の二の一部、一三の四の一部、一四の二の一部、一六の二の一部、一八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字坪石 一の一部、二の二の一部、三の二の一部、五の二の一部、七の二の一部、九の二の一部、一一の二の一部、一五の二の一部、一六の二、一六の三、一七</p>
--	--	---	---	--	---

<p>の一の一部、一八の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに一六の二に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字中道 一の二の一部、一の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字中道 由利郡仁賀保町樋目野字中道 一の二の一部、一の二の一部、五の一部、六の一部、六の二、三七、四〇、四四の二、四四の三、四五、四六、四八、五〇、五一、五五、五六、五七の二、五七の二、五八から六三まで、六五から六七まで、六九、七一の二、七二の二、七五の二、七六の二、七七の二、七九の二、八〇の二、八一、八二の二、八七の五、八七の六、九〇の二、九〇の二、九一の二、九四の二、九六、九七、九八の二、九八の二、九九の三、九九の四、一〇一の二、一〇三の二、一〇四、一〇七、一〇八、一〇九の二、一〇九の三、一一〇の二、一一〇の三、一一二の二、一一七から一二三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字館居 一の一部、七の一部及びこれらの区域に隣接する水路等である国有地の全部並びに二に隣接する水路等である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字門田 五六の二の一部、五六の三の一部、六八から七三までの各一部、七四の二の一部、七五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
--	---	---	--	---

<p>由利郡仁賀保町樋目野字新堂ノ本</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字後田 二の四、四の三、三八の二、五三の二、五六の二、五八の二</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字樋口 三四の二、三四の三、三五の三、三六の三、三六の四、三七の二、三九、四一、四二の二、四三の二、四三の六から四三の八まで、四四の二から四四の五まで、六〇の三、六〇の四、六四から六六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二九、三六の二、三七の二、四四に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字濁瀧 一三の二、一三の九から一三の一まで、一六、一七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字堂ノ本 一三の二、一四、一五の二、一六、一七の二、一七の三、一八の二、一八の四、一九の二、四二の二、四五の二、四六の二、四七、四八の二、四九の二、五〇、五一、五三、五四、五五の二、五六の二、五八の二から五八の五まで、五九の二、六〇の二、六〇の四、六一の二、六二の二、六三の二、六四の二、六四の五、六四の六、六四の二〇、六五の二、六六の二、六七の二、六七の四、六八、六八の二、六八の三、七一の二、八二の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
------------------------	--	---	--	--

<p>由利郡仁賀保町樋目野字新石動</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字樋口 八の二、九の二、一一の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに五、八の二に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字石動 三の一部、五の二の一部、五の二、七の二、七の二、九、一〇の二、一〇の三、一一の二、一一の二、一三、一四、一五の二、一六の二の一部、三五から四一までの各一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字三十野 八から一〇まで、一一の二の地先の水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字新舞台</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字舞台 一、二、三の二、四から七まで、八の二、九の二、一〇の二、一一の二、一一の三、一二の二、一三の一部、一四の二の一部、一五の二の一部、一八、二二の一部、六七、六八、八〇から八二までの各一部、八四の一部、八五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字神田 八五の二から八五の四まで、八七の二、八七の三、八九の二、八九の三、八九の四の一部、九二の二、九六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字堂ノ本 二二に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字平田</p>
-----------------------	---	---	---	-----------------------	--	--	--	----------------------



<p>由利郡仁賀保町樋目野 字新神田</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野 字新平田</p>	<p>三九の一、四〇の一の地先の道路である国有地の一部</p>
<p>由利郡仁賀保町樋目野字神田 三六の一、四〇の一、四〇の三、四〇の四、四一</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字平田 一の二、四の二、五の二、八の二、九の二、一〇の二、一一の二、一二の二、一三の二、一四から一六まで、一七の二、一七の二、一八から三〇まで、三一の二、三二の二、三六の一、三九の一、三九の二、四〇の一、四〇の二、四一の二から四一の三まで、四二の一、四二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字舞台 一三の一部、一四の一部、一五の一部、二二の一部、七九、八〇から八二までの各一部、八四の一部、八五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>

<p>由利郡仁賀保町中三 地字新立井</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字新川端</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字立居地</p>
<p>由利郡仁賀保町中三 地字立井 一三三の一、一一四の一、一一五の一、一一二、一一三、一二四、一二六、一二八、一二九、一三三から一三四まで、一三九、一四〇の一、一四三、一四五、一四八から一五一まで、一五三、一六一の一、一六九、一七〇の一、一七〇の二、一七二、一七二、一七六から一八〇まで、一八三、一八九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字森ノ越 一七の一、一八の一、二三、二四及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字川端 四の二、二八の一、二九の一、三〇、三一、四〇の一、四二の二、四三の二、四四の二、四五の二、四六の一の一部、五〇の一の一部、七四の四、七五の一、七六の一、七九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに二、三に隣接する道路である国有地の全部</p>

	<p>一〇の二、二〇、二二、二二の二、三五の二、三七から三九まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一の二、三、五、一一六に隣接する水路である国有地の全部</p>
<p>由利郡仁賀保町中三地 字新立居地</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字立居地 一の二、一の三、二、三の一部 三七の二の一部、三八から四一まで、四二の二、四二の二、四六の一部、四七の一部、八一の一部、八三の二、八三の二、八四の一部、八八の二、九〇の二、九一から一〇八まで、一〇九の二、一一〇の二、一一一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>
	<p>由利郡仁賀保町中三地字野手添 二七の二の一部、二八、五二の二、五三の二、五四の二、五四の三、七三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに四五に隣接する水路である国有地の全部</p>
	<p>由利郡仁賀保町中三地字森ノ越 五九の一部、六〇の二の一部、六一の二の一部、六二から七〇までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>
	<p>由利郡仁賀保町中三地字八幡堂 三六から四六までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>
	<p>由利郡仁賀保町中三地字十文字 六二の二の一部、六三の二の一部、六四の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>

	<p>由利郡仁賀保町中三地字立井 九二の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字森ノ越五九、六〇の二、六一の二の地先の水路である国有地の全部</p>
<p>由利郡仁賀保町中三地 字新森ノ越</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字森ノ越 一の二、四の二、五の二、六の二、七の二、一〇の二、一一の二、一一の三の二、一四の二、二六から三〇まで、三二から四五まで、四六の二、四七から五八まで、五九の一部、六〇の二の一部、六一の二の一部、六二から七〇までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部</p>
	<p>由利郡仁賀保町中三地字八幡堂 四の二の一部、五の二、六の二、七の二、八の二、九の二、一一の二、一二から二〇まで、二二の一部、二八の一部、二九から三五まで、三六から四三までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
	<p>由利郡仁賀保町中三地字立井 九一の二、九二の二、九三の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>
	<p>由利郡仁賀保町中三地字川端 四六の二の一部、五〇の二の一部、六〇の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
	<p>由利郡仁賀保町中三地字森ノ下 一四、一五、一八から二〇まで、二八、三〇、三一及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>

<p>由利郡仁賀保町中三地 字新屋敷田</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字久和田 一、二の二、二の二、三の二、三〇の一、三二、 三三、三三から三五までの各一部及びこれらの区 域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字森ノ内 一の二、二の二、三の二、四から九まで、一二か ら二二まで、二三の一の一部、二四の一部、二七 の一部、二八の一部、三〇の一、三〇の二の一部、 三一から三四までの各一部及びこれらの区域に隣 接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字雷 由利郡仁賀保町中三地字雷 一一の二、三の二、四から九まで、一〇の一、 一一の一、一二から一七まで、一八の一、一九の 一、二五の一、三二の二、三三の一、三三の二、 三四の一、三五の二、三六の一、三七の二、三八 の一、三九の一、四〇の二、四一の一、四二の一、 四三の一、四四の二、四五の二、四六から五三ま での各一部、五四の二の一部、五四の二、五五か ら五八までの各一部、五九の二、五九の二の一部、 六〇の一部、六一の二の一部、六二の二及びこれ らの区域に隣接介在する道路、水路である国有地 の全部</p>
-----------------------------	--	--	---

<p>由利郡仁賀保町中三地 字新森ノ内</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字久和田 一、二の二、三の二、三〇の一、三二、 三三、三三から三五までの各一部、六一の二、六二の三、 六三の三及びこれらの区域に隣接介在する水路で ある国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字久和田 一、二の二、三の二、三〇の一、三二、 三三、三三から三五までの各一部、六一の二、六二の三、 六三の三及びこれらの区域に隣接介在する水路で ある国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字屋敷田 由利郡仁賀保町中三地字屋敷田 一の二、二の二、三の二、四の二、五の二、六の 一、七の二、八の二、九の二、一〇の二、一一の 一、一二の二、一三の二、一四の二、一五の二、 一六の二、一七の二、一七の三、二〇の二、二一 の二、二二の二、二三の二、二四の二、二五の二、 二六の二、二七の二、二八の二、二九の二、三〇 の二、三一の二、三二の二、三三から四〇まで、四一の 一、四二の二、四三の二、四七の二、五〇の二及 びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である 国有地の全部</p>
-----------------------------	---	---	--

	<p>由利郡仁賀保町中三地字新千刈</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字森ノ内</p> <p>七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、七六の一の一部、七九の一、八〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字三日市</p> <p>三に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>ある国有地の全部並びに六二の二に隣接する水路である国有地の全部</p>
	<p>由利郡仁賀保町中三地字千刈</p> <p>一四の一、二〇の二、二四、二五、二六の一、二六の二、二七の一、二七の二、二八、二九、五六の一、五六の四、五七の一、五七の三、五八の一、五八の三、五九の一、五九の三、六〇の一、六〇の三、六一の一、六一の三、六一の二、六一の三、六三の一、六四の一、六五の一、六五の二、九七、一〇二の一、一〇四、一〇五の一、一〇八、一四七の一、一五〇、一五三から一五五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字三日市</p> <p>一四の二、一六の二、一六の三</p>	<p>由利郡仁賀保町馬場字小豆田</p> <p>一六の一、一六の八、一七の二、一七の五、一八の一、一九の一、二二の一、二二の二、二二の三、二二の四、二二の五、二二の六、二二の七、二二の八、二二の九、二二の一〇、二二の一〇から二七まで、二八の一、二八の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字神ノ田</p> <p>六、七の一、八の一、九の一、九の二、一〇から一五まで、一六の一、一七の一、一八の一、一九</p>

	<p>由利郡仁賀保町中三地字新丸ノ内</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字丸ノ内</p> <p>一の一の一部、二の一、三から五まで、六の一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一、一八から三三まで、三三の一部、三三の二、三三の三、三三の四、三三の五、三三の六、三三の七、三三の八、三三の九、三三の一〇、三三の一〇から三三の二〇まで、三三の二〇から三三の三〇まで、三三の三〇から三三の四〇まで、三三の四〇から三三の五〇まで、三三の五〇から三三の六〇まで、三三の六〇から三三の七〇まで、三三の七〇から三三の八〇まで、三三の八〇から三三の九〇まで、三三の九〇から三三の一〇〇まで、三三の一〇〇から三三の一〇〇までの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字千刈</p> <p>一の一、二の一、三の一、四の一、五の一、六の一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の一、二一の一、二二の一、二二の二、二二の三、二二の四、二二の五、二二の六、二二の七、二二の八、二二の九、二二の一〇、二二の一〇から二二の二〇まで、二二の二〇から二二の三〇まで、二二の三〇から二二の四〇まで、二二の四〇から二二の五〇まで、二二の五〇から二二の六〇まで、二二の六〇から二二の七〇まで、二二の七〇から二二の八〇まで、二二の八〇から二二の九〇まで、二二の九〇から二二の一〇〇まで、二二の一〇〇から二二の一〇〇までの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町伊勢居地字大下</p> <p>一五八の二、一五九の四から一五九の七まで、一九四の二、一九九、二〇〇及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに一八三から一九三まで、一九四の一の地先の道路である国有地の全部</p> <p>の一、二〇の一、二二の一、二二の二、二二の三、二二の四、二二の五及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>
--	------------------------	--	---	---

<p>由利郡仁賀保町中三 地字新十文字</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字八幡堂</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字堰ノ上</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字久和田</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字堰ノ上</p>
<p>由利郡仁賀保町中三 地字十文字 一、八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一四、一五の一、一六の一、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の一、二一の一、二二の一、二三の一、二四の一、二五の一、二六の一、二七の一、二八の一、二九の一、三〇の一、三一の一、三二の一、三三の一、三四の一、三五の一、三六の一、三七の一、三八の一、三九の一、四〇の一、四一の一、四二の一、四三の一、四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、五〇の一、五一の一、五二の一、五三の一、五四の一、五五の一、五六の一、五七の一、五八の一、五九の一、六〇の一、六一の一、六二の一、六三の一、六四の一、六五の一、六六の一、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の一、七一の一、七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七の一、八八の一、八九の一、九〇の一、九一の一、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、九九の一、一〇〇の一</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字八幡堂 一の七、二の一、三の一、四の一の一部、二の一、二の一、二二、二五から二七まで、二八の一部、四三から四六までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字堰ノ上 五の一部、六、九、一三、一五から二七まで、二八の一部、三七の一の一部、三七の二の一部、三八から五九まで、六〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字久和田 四の一、五の一、六から二八まで、二九の一、二九の三、三六の一、三七から六〇まで、六一の一、六一の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字堰ノ上 四九から六四までの地先の道路、水路である国有地の一部</p>

<p>由利郡仁賀保町中三 地字新御園</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字十文字</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目 野字御園</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字堰ノ下</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字立居地</p>
<p>由利郡仁賀保町中三 地字十文字 一、二の一、三の一、四の一、五の一、六の一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七の一、一八の一、一九の一、二〇の一、二一の一、二二の一、二三の一、二四の一、二五の一、二六の一、二七の一、二八の一、二九の一、三〇の一、三一の一、三二の一、三三の一、三四の一、三五の一、三六の一、三七の一、三八の一、三九の一、四〇の一、四一の一、四二の一、四三の一、四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、五〇の一、五一の一、五二の一、五三の一、五四の一、五五の一、五六の一、五七の一、五八の一、五九の一、六〇の一、六一の一、六二の一、六三の一、六四の一、六五の一、六六の一、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の一、七一の一、七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七の一、八八の一、八九の一、九〇の一、九一の一、九二の一、九三の一、九四の一、九五の一、九六の一、九七の一、九八の一、九九の一、一〇〇の一</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字十文字 四九から五八までの各一部、五九の一の一部、六〇の一の一部、六一の一の一部、六二の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目 野字御園 四の一部、五から一三まで、一五、一六の一、一七から一九までの各一部、二二の一の一部、二二の一の一部、二二の二の一部、二三から二九までの各一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字堰ノ下 四の一の一部、四の二の一部、五の一、六の一、九の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七、一八、二一から二八まで、二九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三 地字立居地 七から二八まで、二九の一、二九の二、三〇、三一、三三の一、三四、三五、三六の一、三七から四八まで、四九から五八までの各一部、五九の一の一部、六〇の一の一部、六一の一の一部、六二の一の一部、六三の一の一部、六四の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>

<p>路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字御園 一七から一九までの各一部、二一の一部、二二の一部、二三の一部、二四の一部、二五から二九までの各一部、三〇から三三までの各一部、三四の二の一部、三五から三七までの各一部、三八の二、三九の二、四〇、四一の二、四二の二、四三から四五まで、四七の一部、四八の一部、四九の二の一部、五〇から五九までの各一部、六一の一部、六二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地 字新立ノ内</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字立居地 一七から二〇までの各一部、二一の二の一部、二二の二の一部、二四の二の一部、二八の二の一部、二九の二の一部、三〇から三四までの各一部、三五の二の一部、三七の二の一部、四六の二の一部、四七の二の一部、五一、五二の二、五三から五九まで、六一から六三まで、六五、六六、六八、七〇、七二、七四から七六まで、七八、八一の一部、八四の一部、八五の二、八五の二、八六、八七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字野手添 一の二、三の二、二七の二の一部、六九の二、七〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに、四、二七、二九の一から二九の三まで、六二に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>由利郡仁賀保町中三地字立ノ内 一の二から一の四まで、二の二から二の三まで、二の五、八の二、三七の二、四〇の二</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字野手添 一、二、一〇</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字三十野 一の二、二、二の二、五の二の一部、五の二、八から一〇まで、一一の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに一の二に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字右動 一の二、二の二、二の三、三の一部、四、五の二の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字御園 四七の二の一部、四八の二の一部、四九の二の一部、四九の二の一部、五〇から五九までの各一部、六〇、六一の一部、六二の一部、六四から七五まで、七七から七九まで、八一から八四まで、八六、八八から九四まで、九六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字塚ノ下 一の二、二の二、三の二、四の二の一部、四の二の一部、二九の二の一部、三〇、三二の二、三二の二、三三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字陵森</p>

<p>一の二、一の二、二の二、三の二、四の二、五の二、六の二、七の二、八の二、九の二、一〇の二、一一の二、一二の二、一三の二、一四の二、一六の二、一七の二、一八の二、一九の二、一九の二、二〇の二、二二の二、二二の二、二三の二、二四の二、二五の二、二六の二、二七から四〇まで、四一の二から四一の四まで、四二、四三、四四の二、四五から四八まで、五〇から五四まで、六〇から六三まで、六六の二、六六の二、六七、六九から七二まで、七五から七七まで、七九の二、八〇から八二まで、八四、八七から九一まで、九三から九五まで、九六の二、九八の二、九九から一〇四まで、一一六から一二〇まで、一二二から一二四まで、一二六から一二八まで、一三三の二、一三四の二、一三五から一三八まで、一四一、一四五、一四六、一四七の二、一四八、一四九、一五二、一五三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字ソリ田 九、一三三の四、二四の七、二四の八、二六の二、二六の三、二七の二、二七の四、四一の一及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字中ノ庭 一六、一〇三の二、一〇三の二に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに一三〇、一三三、一三三の地先の道路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字三十野 一一の一の一部、一三、一四の二、一一、二六、二七の二、二七の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
--	---	--	--

<p>由利郡仁賀保町樋目野字御園 一から三まで、四の一部、二九の一部、三〇から三三まで、三四の二、三四の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町樋目野字石動 一六の一の一部、一七の二、一八の二、二〇の二、二一の二、二二、二四から二六まで、二八、二九、三一から三四まで、三五から四一までの各一部、四二から四四まで及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字堰ノ上 一から四まで、五の一部、二八の一部、二九から三六まで、三七の二の一部、三七の二の一部、六〇の一部、六一から六四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字熊野 二の三、六から一三まで、一三の二、一三の二、一四から一九まで、二二、二三の二、二五の二、二六、二七の二、二七の二、二八の二、二八の二、二九、三三、三五から四〇まで、四二から四七まで、五三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字中ノ堀 一〇の二〇、一〇の二二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに一〇の一九、一三の三に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地 由利郡仁賀保町中三地字丸ノ内 一の一の一部、三三の一部、三三の一部、六四の二</p>
---	--	--	---	--	--

<p>字新古屋敷</p>	<p>一の一部及びこれらの区域に隣接する道路である 国有地の全部</p>
<p>由利郡仁賀保町中三 地字新中野</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字古屋敷 一の一の一部、二の一、三の一、四の一、五の一、 六の一、七の一、七の二、八の一、九の一、一〇 の一、一一の一、一二から一五まで、一二の一、 一三の一の一部、二四の一、二五から二八まで、 二九の一、二九の二、三〇から三三まで、三四の 一、三六の一、三七の一、三九の一、四六の一、 四六の二、五四、五六、五七及びこれらの区域に 隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字熊野 三六から四〇まで、四二から四四までの地先の水 路である国有地の一部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字古屋敷 一の一の一部、二の一の一部、三の一の一部及び これらの区域に隣接する道路、水路である国有地 の全部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字中野 三の三、五の四、九の一、一四の四、一四の五、 一九の一、二〇の一、二二の一、二二の二、二二 の三、三九から四五まで、五一から五五まで、五 七、五九の一、六一、六六の二、六七の二、六八 の二、六九の二、七〇の二、七一の二、七六から 八七まで、九〇から九二まで、九六から一〇二ま で、一〇三の一、一〇四の一、一〇五、一〇八、 一〇九、一一一の二、一二二、一二三、一二七、 一三三から一四三まで、一四八から一五三まで、 一五四の一、一五八、一五九、一六一の一、一六 二の一、一六三から一六七まで、一七七の一、一 七七の二、一八〇の一、一八〇の四、一八一の一</p>

<p>由利郡仁賀保町中三 地字新中ノ庭</p>	<p>から一八一の三まで、一八二の一、一八二の二、 一八三の一、一八三の二、一八四の一から一八四 の三まで、一八五、一八六、一八七の一、一八七 の二、一九〇から一九二まで、一九七の一、一九 七の二、二〇〇の一、二〇一の一、二〇三の一、 二〇四の一、二〇五、二〇六、二〇七の二、二〇 九の一、二一〇の一、二一一から二一五まで、二 一六の一、二二八の一、二二七及びこれらの区域 に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字堀ノ内 五一の二及び四一、四六、四八、五四の一、五四 の二に隣接する水路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字橋本 九九の二、一七〇の二、二九三の二及びこれらの 区域に介在する道路、水路である国有地の全部並 びに五一に隣接する水路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字神田 一の一に隣接する水路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字陵森 一三九、一四〇の一、一四〇の二及びこれらの区 域に隣接する道路、水路である国有地の全部並び に二七から三〇までに隣接する道路、水路である 国有地の全部、一の一、二六の一の地先の道路で ある国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字セキハタ 二六に隣接する水路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字中村 二二、二三の一から二三の三まで、二四</p>
-----------------------------	---



由利郡仁賀保町中三地 字新大日堂	由利郡仁賀保町中三地字中ノ庭 一の二、七の二、一一の二、一三、一四の一、一四の二、一九から二二まで、二三の二、二四の一、三二、三三、三六の一、三七の一、三九の一、四〇の一、四〇の三、四一、四五、五一の一、五二、五七、五八の一、六一の一、六三、七一の一、七三の二、七五の二、七六の二、七七、八八から九一まで、九二の二、九三の二、九五から一〇一まで、一〇八から一一三まで、一一六の二、一二九の二、一三〇、一三三から一三五まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部
由利郡仁賀保町中三地字橋本 二九三の三、三三〇の一部、三三一の一部、三三二の二の一部、三三三の二の一部、三三四の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに三三八の二、三三九の二、三三〇の二に隣接する水路である国有地の全部	由利郡仁賀保町中三地字金井森 二七の二、三八の二
由利郡仁賀保町中三地字大日堂 三三の二、四の二、一一、一二、一六から二〇まで、二一から二九までの各一部、二九の二の一部、三五から四〇まで、四一の一部、四二の一部、四三の二、四四、四七、四九、五五の二、七四の一部、七六から八五まで、八七、九〇から九二まで、九四、九六から一〇五まで、一〇七の一部、一一四の一部、一一七、一一八、一一九の二、一二二から一二六まで、一二八、一三六、一三八から一四〇まで、一四二から一四四まで、一五三の一部、一五八、一六〇、一六四、一六六から一六九まで、一七一から一七四まで、一七七、一八四、二〇〇、	

由利郡仁賀保町中三地 字新橋本	二〇一、二二二の二、二二三の二、二二四から二二三まで、二二六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
由利郡仁賀保町寺田字畑ヶ田 二六から三一まで、四〇の一部、四四の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	由利郡仁賀保町寺田字笹森 一の一部、二四、二七から三三まで、三四の一部、六六、六七、六九、七〇、七三、七四、七七、八〇の一部、八五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
由利郡仁賀保町中三地字橋本 七三の二の一部、七五の二、七八の二、七九の二、八〇の二、八二の二、八三の二、八四の二、八五の二、八六の二、八七の二、八八の二、八九の二、九〇の二、九一の二、九二の二、九三の二、九四の二、九五の二、九七の二、一一一から一一三まで、一一四、一一五、一一九、一四一の二、一四二の二の一部、一四三、一四五、一四八から一五四まで、一五六から一六五まで、一八四から一九四まで、一九六から二〇一まで、二〇九の一部、二二三の二の一部、二二三の二の一部、二二四の二、二二四の二の一部、二二五の二、二二五の二の一部、二二九から三三三まで、三三三の一部、三四五、三四八、三四九、三五三、三五四の一部、二六三の一部、二六四、二六九、二七一、二七三、二七四の一部、二八四から二九〇まで、二九一の二、二九二の二、二九三の二、三一一、三二四、三二五の二の一部、三三四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	由利郡仁賀保町樋目野字神田

<p>由利郡仁賀保町中三地字新神田</p>	<p>五四の六、五六の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに五六の一に隣接する道路、水路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町中三地字新林</p> <p>一の三から一の五まで及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに一の二、二に隣接する水路である国有地の全部</p>
<p>由利郡仁賀保町馬場字新小豆田</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字神田</p> <p>三の七、三の八、六の一、七の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町馬場字小豆田</p> <p>九、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一五の一、一五の五、一六の四、一六の九、二九の一、三一から三四まで、五三の一、五五、五七、五八の一、五九の一、六一の一、六四の一、六六の二、六六の三、七二の一、七三の一、七四、七五、七七、七九、八一、八二、八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、九八の一、九九の一、一〇一の一、一〇三から一〇七まで、一〇八の一、一三三及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部並びに五二に隣接する水路である国有地の全部</p>
<p>由利郡仁賀保町馬場字新中北</p>	<p>由利郡仁賀保町馬場字中北</p> <p>一一の一、一六、一九、二〇、二七、三〇、六一の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町馬場字小豆田</p> <p>二九の一、三一から三四までの地先の水路である国有地の一部</p>

<p>由利郡仁賀保町寺田字姫路森</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字姫路森</p> <p>一の一、二の一、三の一、四の一、一一の一、一三の一、一四の一、一五の一、一六の一、一八の一、二〇の一、二二の一、二七、三四から三七まで、四六から四九まで、五〇の一、五〇の二、五一から六〇まで、六一の一から六一の四まで、六四、六八、七三、七五、七八から八一まで、八二の一から八二の四まで、八五から九六まで、九七から九九までの各一部、一〇二の一、一〇三から一〇八まで、一〇九の一、一一一の一、一一二から一一七まで、一一八の一、一二〇から一二二までの各一部、一二三から一二八まで、一二九の一、一三〇から一三三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>
<p>由利郡仁賀保町畑字橋本</p> <p>七三の一の一部、七三の二、一四二の二の一部、二二三の二の一部、二二四の二の一部、二二五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字前田</p> <p>一七の一部</p>
<p>由利郡仁賀保町畑字杉田</p> <p>二二五の一、二四の一の一部、二五の二、二六の一、三一、三二の一部、一〇九の一部、一一四の一部、一七七の一部、一七八の一部、一七九の一部、一八〇の一部、一九七の一部、一九九、二〇五、二一一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字川前</p>

由利郡仁賀保町寺田字  
新田

<p>七の四、八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字石畑 五、六、八、一〇、一七の四、一九の二、二〇から三三まで、二四の一、二四の二、二五、二六の一、二六の二、二六の五から二六の七まで、二八の二、二九の二、二九の三、三〇、三一の一、三一の二、三二から三五まで、三七、三八の一、三八の二、三九の一、三九の二、四〇の二、四〇の三、四〇の五から四〇の七まで、四一の一、四一の三、四一の五、四二、四三の一から四三の三まで、四三の五、四三の二〇、四四の一、四四の三、四七、四八、五〇の二、五一の三、五二の三、六〇の三、六二の一、六三の二、六四の二、六四の三、六八の二、六九の二、七〇の二、七二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>由利郡仁賀保町寺田字大樋戸 四の二、六の二、六の四、六の八及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字土戸手 二の一、二の一及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>
<p>由利郡仁賀保町寺田字川原崎 四の三、四の四、五の二及び五の一に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字川端 一の四、一の五</p>

<p>二に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字内野 四六の六に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>
--------------------------	--

秋田県告示第百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、仙北郡協和町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

<p>変更前の字の区域 仙北郡協和町中淀川字日暮狐森 一の一部、二の六及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>変更後の字の区域 仙北郡協和町上淀川字日暮</p>
<p>仙北郡協和町上淀川字赤淵 五八、九六から九八まで、一〇〇から一〇二まで、一〇三の一部、一三九の一部、一五一の一部、二五二の一部、二五四、二五五の一部、二五七から二六二までの各一部、二六三の二の一部、二六四から二六八までの各一部、二六九から二七三まで、二七四の一部、二九六の一部、二九七から三〇〇まで、三〇一の一部、三〇二から三〇八まで、三〇九の一部、三三三の一部、三三三の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	

<p>変更前の字の区域</p>	<p>秋田県告示第百二十八号          地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由利郡仁賀保町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。          右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。          平成十五年二月二十一日</p>	<p>仙北郡協和町上淀川字野山田          七二の一部、七四の一部、七六の一部、七八の一部、八〇の一部、一二七の五の一部、一二七の五の一部、一二八、一二九の五の一部、一三三の二の一部、一三五の二、一三六の二の一部、一三七の二の一部、一三七の二、一三八の二の一部、一三八の二、一三九の二、一三九の二の一部、一四〇の二、一四一の二、一四二の二、一四三の二、一四四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>変更後の字の区域</p>	<p>秋田県知事 寺田典城</p>	<p>仙北郡協和町上淀川          字赤淵          仙北郡協和町上淀川          字野山田</p>

<p>由利郡仁賀保町寺田字畑ヶ田</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字畑ヶ田          一七の一部、一八の二、一九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字畑ヶ田          一七の一部、一九の一部、四〇の一部、四四の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>
<p>由利郡仁賀保町寺田字笹森</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字大日堂          七一の一部、七三の一部、七四の一部、一〇七の一部、一〇八から一一三まで、一一四の一部、一五二、一五三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字長瀬町          一の一部、三から五まで、六の一部、七の一部、八から一〇まで、一一から一三までの各一部、一四から一六まで、一七の一部、一八の一部、一九から二五まで、二六の一部、二七、二八の三、二九の一部、三〇の二、三〇の三、三一の二、三一の三、三二の二、三三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに三三二の二に隣接する水路である国有地の全部</p>

<p>一二七の一部、一三六の一部、一三七の一部、一四一から一四三までの各一部、一七三の一部、二〇〇の一部、二〇二の一部、二二〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一一に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字大日堂        二一から二九までの各一部、二九の二の一部、三〇から三四まで、四一の一部、四二の一部、五九、六〇、七一の一部、七三の一部、七四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字橋本        二〇九の一部、二二三の二の一部、二二三の二の一部、二二三の二の一部、二五四の一部、二六三の一部、二七四の一部、三二五の一部、三二六の一部、三二七の一部、三二八の一部、三二九の一部、三三〇の一部、三三二の一部、三三三の二の一部、三三三の二の一部、三三四の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町中三地字姫路森        九七から九九までの各一部、一〇一、一〇二の一部、一〇九の一部、一一〇、一一一の一部、一一八の一部、一一八の二、一一九、一二〇から一二二までの各一部、一二九の一部、一三四、一三五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字谷地端        一一三の二、一一三の二</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字長瀬町</p>
--	---	---	--	---	----------------------

<p>由利郡仁賀保町畑字前田        一七の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字杉田        七三から七八まで、九三から九六まで、九七の一部、一〇二の一部、一〇三から一〇六まで、一〇七の一部、一〇九の一部、一二四の一部、一六九の一部、一七〇の一部、一七一の一部、一七三の一部、一七五から一七八までの各一部、一八一の一部、二二一の一部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字打野        五七の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字舞台        一から三までの各一部、一二の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字長瀬町        一四九の二の一部、一五〇の二の一部、一五〇の三の一部、一五一の一部、一五二の一部、一五三、一五四から一六二までの各一部、二六七、三二一、三二三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一五〇の二に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字寺田        一三の九</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字宇津野        一六の二、一六の三、一六の四の一部及び七七に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字打野</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字舞台</p>
-------------------------------------	---	--	---	--	-------------------------------------	---	---------------------	---------------------

<p>五七の一部、七四、九四の一部、九八から一〇四までの各一部、一〇五から一三〇まで、一三二の一部、一三三の一部、一三八から一四〇までの各一部、一五三から一六四まで、一六七の二、一六九から一七一まで、一八二から一八四まで、一九一、一九六、二二一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字内野 二九の一部、三〇の二の一部、三〇の二の一部、三二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字杉田 九七の一部、九八から一〇二まで、一〇二の二の一部、一〇七の一部、一〇八、一二五から一二九まで、一三〇の一部、一四七の一部、一四八、一四九、一五〇の一部、一六九から一七一までの各一部、一七二、一七三の一部、一七五の一部、一七六の一部、一八一の一部、一八二の一部、一八五から一八七までの各一部、一八九の一部、二二一の一部、二三五</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字前田 二四、四七の一部</p> <p>由利郡仁賀保町畑字内野 一〇、一一の一部、一二の一部、一四の一部、一六、二九の一部、三〇の二の一部、三〇の二の一部、四九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字町田 五の二の一部、七の二の一部、四一、四二の一部、四三の一部、四四、四六の一部及びこれらの区域</p>	
		<p>由利郡仁賀保町畑字打野</p>			

<p>に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> <p>由利郡仁賀保町畑字前田 八の二、三八、四七の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字打野 一の三の一部、三の二の一部、一の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字町田 五の二の一部、七の二の一部、四六の一部、五一の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字福田 四一の一</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字内野 一の一部、二の一部、一三、一四の一部、三〇の二の一部、三〇の二の一部、三四から三六までの各一部、三七、三八の一部、三九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字打野 一の三の一部、三の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字杉田 五七の二の一部、一六九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町寺田字津野 一六の四の一部、一八の二、一八の二、一九の一</p>
		<p>由利郡仁賀保町畑字杉田</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字町田</p>				
		<p>由利郡仁賀保町畑字内野</p>					

<p>から一九の三まで、二〇及びこれらの区域に隣接 介する道路、水路である国有地の全部並びに三 五の二に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>由利郡仁賀保町畑字屋敷田</p>
---	---------------------

秋田県告示第百二十九号

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二十一条第二項の規定により、環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同法第二十七条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該評価書及び当該評価書の要約書を縦覧に供する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (一) 名称 秋田県
  - (二) 代表者の氏名 秋田県知事 寺田典城
  - (三) 主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目一番一号
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
  - (一) 名称 秋田県環境保全センターD区処分場整備事業
  - (二) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置
  - (三) 規模(埋立処分用の供される場所の面積) 約三十・二ヘクタール
- 三 対象事業が実施されるべき区域  
仙北郡協和町上淀川字雨池沢地内
- 四 関係地域の範囲  
河辺郡河辺町及び雄和町並びに仙北郡協和町
- 五 評価書及び当該評価書の要約書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (一) 縦覧場所
    - (1) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県生活環境文化部環境整備課
    - (2) 仙北郡協和町上淀川字雨池沢四十五番地 秋田県環境保全センター

秋田県告示第百三十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十四年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 調査を行う者の名称
    - (一) 雄勝町
    - (二) 調査地域
      - 変更前雄勝郡雄勝町上院内字釜ノ上ほか二丁目
      - 変更後雄勝郡雄勝町上院内字釜ノ上ほか二丁目
    - (三) 調査期間
      - 平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- 秋田県告示第百三十一号
- 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
- 平成十五年二月二十一日
- 一 調査を行った者の名称
    - (一) 男鹿市
    - (二) 成果の名称
      - (1) 男鹿市の地籍図及び地籍簿
      - (2) 測量及び調査を行った地域
      - (3) 男鹿市大字船川港南平沢の一部
      - (4) 実施年度及び認証面積
        - (1) 平成十四年度
- 秋田県知事 寺田典城

- (五) ○・二〇平方キロメートル  
 認証年月日  
 平成十五年二月十四日  
 調査を行った者の名称  
 鷹巣町
- (二) 成果の名称  
 北秋田郡鷹巣町の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域
- (三) 北秋田郡鷹巣町大字綴子の一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十三年度及び平成十四年度  
 二・三七平方キロメートル  
 認証年月日
- (五) 平成十五年二月十四日  
 調査を行った者の名称  
 昭和町
- (三) 成果の名称  
 南秋田郡昭和町の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域
- (四) 南秋田郡昭和町大字乱橋、八丁目の各一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十四年度  
 ○・三一平方キロメートル  
 認証年月日
- (五) 平成十五年二月十四日  
 調査を行った者の名称  
 鳥海町
- (四) 成果の名称  
 由利郡鳥海町の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域
- (三) 由利郡鳥海町大字中直根、百宅の各一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十三年度及び平成十四年度  
 九・一六平方キロメートル  
 認証年月日
- (五) 認証年月日

- (五) 平成十五年二月十四日  
 調査を行った者の名称  
 協和町
  - (二) 成果の名称  
 仙北郡協和町の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域
  - (三) 仙北郡協和町大字荒川の一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十三年度及び平成十四年度  
 三・八三平方キロメートル  
 認証年月日
  - (五) 平成十五年二月十四日  
 調査を行った者の名称  
 羽後町
  - (六) 成果の名称  
 雄勝郡羽後町の地籍図及び地籍簿  
 測量及び調査を行った地域
  - (三) 雄勝郡羽後町大字郡山、大久保の各一部  
 実施年度及び認証面積  
 平成十三年度及び平成十四年度  
 一・三三平方キロメートル  
 認証年月日
  - (五) 平成十五年二月十四日
- 秋田県告示第百三十二号  
 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第一項の規定により、東由利町高戸屋下小屋入会林野整備組合代表者小野忠からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
- 平成十五年二月二十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 申請年月日 平成十五年一月二十四日
  - 二 縦覧に供する書類の名称 東由利町高戸屋下小屋入会林野整備計画書の写し
  - 三 縦覧期間 平成十五年二月二十四日から同年三月二十六日まで
  - 四 縦覧場所 農林水産部農山村振興課及び由利総合農林事務所林務課及び東由利町



役場

秋田県告示第百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂横手店

横手市横手町字一ノ口五十一番地一

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年二月十二日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年二月二十一日から同年三月二十四日まで

一 道路の区域

道路の種類		路線名	区	間
旧新別	一般国道			
旧	新	三百四十一号	鹿角市八幡平字長嶺四一番七から字鯨沢一六番九地先まで	敷地の幅員(メートル) 八・〇〇〇(三五・〇〇)
		三百四十一号	"	延長(キロメートル) 〇・八六〇
				敷地の幅員(メートル) 一四・〇〇〇(四四・〇〇)
				延長(キロメートル) 〇・八六〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年二月二十一日から同年三月六日まで

秋田県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	二百八十二号	鹿角市花輪字六月田九一番地先から字扇ノ間一二〇番地先まで	

二 供用開始の期日 平成十五年二月二十一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年二月二十一日から同年三月六日まで

秋田県告示第百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百三十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	能代五城目線	能代五城目線	能代市扇田字東扇田三五一番地先から三二六番一地先まで	一三・五〇〇～二二・四〇〇	〇・三〇〇
	能代五城目線	"	"	一三・五〇〇～二五・〇〇〇	〇・三〇〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年二月二十一日から同年三月六日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年二月二十一日

秋田県告示第百三十七号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路 線 名	区 間			敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		A	B	A		
			小滝二ツ井線	山本郡二ツ井町梅内字様の下九二番一地先から字大面一一六番三まで	"	山本郡二ツ井町梅内字梨岳七四番八から字前田九九番二地先まで	七・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・二二四
			小滝二ツ井線	山本郡二ツ井町梅内字不動下四番二地先から字石田四〇番四地先まで		山本郡二ツ井町梅内字梨岳七四番八から字前田九九番二地先まで	九・〇〇〇～二五・〇〇〇	〇・〇八一
			小滝二ツ井線	山本郡二ツ井町梅内字石田四〇番一一から字石田一番二まで		山本郡二ツ井町梅内字様の下九二番一地先から字大面一一六番三まで	八・〇〇〇～一六・〇〇〇	〇・一三〇
			小滝二ツ井線	山本郡二ツ井町梅内字梨岳七四番八から字前田九九番二地先まで		山本郡二ツ井町梅内字様の下九二番一地先から字大面一一六番三まで	六・〇〇〇～七〇・四〇〇	二・六〇九
			小滝二ツ井線	山本郡二ツ井町梅内字石田四〇番一一から字石田一番二まで		山本郡二ツ井町梅内字様の下九二番一地先から字大面一一六番三まで	七・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・二二四
			小滝二ツ井線	山本郡二ツ井町梅内字不動下四番二地先から字石田四〇番四地先まで		山本郡二ツ井町梅内字梨岳七四番八から字前田九九番二地先まで	六・〇〇〇～七〇・四〇〇	二・六〇九
			小滝二ツ井線	山本郡二ツ井町梅内字石田四〇番一一から字石田一番二まで		山本郡二ツ井町梅内字様の下九二番一地先から字大面一一六番三まで	七・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・二二四

県道		この表において「A」、「B」、「C」及び「D」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		
新	旧			
小滝二ツ井線	小滝二ツ井線	D	C	B
山本郡二ツ井町梅内字梨岳七四番八から字前田九九番二地先まで	山本郡二ツ井町梅内字石田四〇番一から字石田一番二まで	山本郡二ツ井町梅内字梨岳七四番八から字前田九九番二地先まで	山本郡二ツ井町梅内字石田四〇番一から字石田一番二まで	山本郡二ツ井町梅内字不動下四番二地先から字石田四〇番四地先まで
六・〇〇〽七〇・四〇	八・〇〇〽一六・〇〇	六・〇〇〽七〇・四〇	六・〇〇〽一六・〇〇	九・〇〇〽一五・〇〇
二・六〇九	〇・一三〇	二・六〇九	〇・一三〇	〇・〇八一

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年二月二十一日から同年三月六日まで

秋田県告示第百三十八号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			長岡冬師城内線	由利郡仁賀保町畑字打合野七八番三から字畑野一番二四四まで		一三・八〇〽一六・〇〇	〇・一二五
			長岡冬師城内線	"		一五・八〇〽二〇・〇〇	〇・一二五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年二月二十一日から同年三月六日まで

秋田県告示第百三十九号

秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)第十九条第一項の規定により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第十五号)第二十一条第三項の規定に基づき、告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年二月二十一日  
 秋田県知事 寺田典城

平成十五年二月二十一日

一 講習の日時及び場所

(一) 日時 第一日 平成十五年三月二十四日(月)午前九時から午後五時まで  
 第二日 平成十五年三月二十五日(火)午前九時三十分から午後四時四十五分まで

秋田県知事 寺田典城

(二) 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会棟一階「大会議室」

二 講習会の内容及び時間

- (一) 屋外広告物に関する法令 六時間
- (二) 屋外広告物の表示の方法に関する事項 三時間
- (三) 屋外広告物の施工に関する事項 四時間

- 三 受講申込書の交付
- (一) 期間 平成十五年二月二十一日(金)から同年三月十二日(水)まで
- (二) 場所
  - 鹿角市花輪字六月田一番地 鹿角建設事務所用地課
  - 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田建設事務所用地課
  - 能代市御指南町一番十号 山本建設事務所用地課
  - 秋田市山王四丁目一番二号 秋田建設事務所用地課
  - 本荘市出戸町字水林三百六十六番地 由利建設事務所用地課
  - 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北建設事務所用地課
  - 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿建設事務所用地課
  - 湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝建設事務所用地課

四 受講申込書の受付

- (一) 期間及び時間 日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日を含む。)を除き、平成十五年二月二十一日(金)から同年三月十二日(水)までの午前九時から午後五時まで(郵送の場合は、必ず「簡易書留」により郵送し、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。)
- (二) 場所 各建設事務所用地課

五 講習手数料

- (一) 額 四千元
  - (二) 納付方法 受講申込みの際、秋田県証紙により納付すること。
- 六 講習についての問い合わせ先  
建設交通部都市計画課(電話〇一八 八六〇 二四四二)

秋田県告示第百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条

第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年二月二十一日

一 施行者の名称

鹿角市

二 都市計画事業の種類及び名称

鹿角都市計画下水道事業鹿角市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月六日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収容の部分

昭和六十三年秋田県告示第七百九十三号、平成六年秋田県告示第二百六十六号平成十年秋田県告示第八十七号及び平成十二年秋田県告示第三百七十一号の事業地に、秋田県鹿角市花輪字明堂長根、字福土及び字柴内太田谷地並びに尾去沢字長淵及び字中田並びに十和田岡田字焼山下夕、字勝善岱及び字下毛谷地並びに十和田毛馬内字三ノ丸、字柏野及び字嶋ノ越並びに十和田大湯字桂ノ沢、字中谷地、字権現堂、字大橋向、字荒瀬及び字中岱の事業地を加え、秋田県鹿角市花輪字刈又、字上頭無、字馬場、字三日市、字下中島、字牛川原、字上中島、字寺ノ後、字六月田、字下夕町、字合ノ野、字小坂、字合野、字前田、字畠田、字柳田及び字向畑並びに尾去沢字軽井沢、字新山、字下毛平、字前田及び西道口並びに十和田毛馬内字柏崎、字番屋平、字古下、字押出、字上寄熊及び上陣場地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分  
なし

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、大館市川口字長里二百二十四番地齋藤竹嘉ほか十二人から申請があつた土地改良事業(山田沢地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))の施行について、平成十五年二月十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

ページ	段	行	誤	正
<b>正 誤</b>				
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県山本郡二ツ井町種土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年二月十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十五年二月二十一日</p> <p style="text-align: right;">秋田県知事 寺田典城</p>				
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河辺郡雄和町相川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十五年二月二十一日</p> <p style="text-align: right;">秋田県知事 寺田典城</p>				
<p>一 退任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町相川字銅屋二百七十五番地</p> <p>” ” ” ” ” ” 百七十五番地一</p> <p>二 就任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡雄和町相川字銅屋百〇六番地</p> <p>” ” ” ” ” ” 二百五十七番地</p> <p style="text-align: right;">秋田県知事 寺田典城</p>				
<p>平成十五年二月十四日県営土地改良事業（大砂川地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十五年二月二十一日</p> <p style="text-align: right;">秋田県知事 寺田典城</p>				
<p>平成十一年五月十一日（第千六十号）掲載の秋田県告示（土地改良区の役員）の退任及び就任の届出（原稿誤り）</p> <p>四 下 終わり</p> <p>から五 字畑漆六十四番地</p> <p style="text-align: right;">字畑添六十四番地</p>				

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄